

那覇市公報

第 1 3 9 7 号

毎月 2 回 1 , 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

規 則

- 那覇市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 580

公 告

- 住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 581

水道局規程

- 那覇市水道局分課規程の一部を改正する規程…………… 581

規 則

那覇市規則第43号

平成16年10月 1 日

那覇市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則

那覇市土地開発基金管理規則（昭和49年那覇市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第8条」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

那覇市公告 第 4 0 号

平成 1 6 年 9 月 2 1 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号) 第 12 条第 4 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別添略)

水道局規程

那覇市水道局規程第 15 号

平成 1 6 年 9 月 1 5 日

公 布 済

那覇市水道局分課規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者

水道局長 高 嶺 晃

那覇市水道局分課規程の一部を改正する規程

那覇市水道局分課規程 (昭和51年水道局規程第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条企画経営課の項に次の 2 号を加える。

- (1) 料金制度に関すること。
- (2) 現水道局庁舎の跡利用に関すること。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の那覇市水道局分課規程は、平成16年 4 月 1 日から適用する。